

第 2 章 公衆電気通信

第 1 節 概 況

近年の公衆電気通信の特徴は、第一に量的拡大ということがあげられる。第 2 次世界大戦で電気通信設備は壊滅的な打撃を受け、終戦時には、電話加入数はわずか 47 万を数えるにすぎないものとなった（戦前最高時は昭和 18 年の 108 万）が、以来復興期を経て、産業用電話の重点架設、事務用電話の増設、そして住宅用電話の普及に努力が払われ、今やその数 2,000 万の多きに達しており、電話機数においては、米国に次ぐ世界第 2 位を占めるものである。特に近年の伸び率は高く、年平均 16% 以上というハイペースとなっている。これは日本経済の急速な成長のもとに拡大する電気通信需要に対応して、設備投資が進められたものであるが、これには合理的な料金制度ないし受益者負担制度が資金確保にあずかって大きな力となった。

また、国際通信については、戦後、急速に進んだ国際化の進展により、人的物的の国際交流が飛躍的に増加し、国際通話需要もこれと歩を一にして急増し、海底ケーブル、衛星等伝送手段の充実、拡大と相まって、43 年度には国際通話の利用度数は 125 万度、47 年度 415 万度と大きな伸びを示している。

特徴の第二は質の充実である。近年における電気通信技術の進歩は誠にめざましいものがある。マイクロ波方式、同軸ケーブル方式による伝送路多重化、データ通信方式、電子交換機の実用化、宇宙空間の電気通信利用等の画期的な事柄が次から次へと開発実用化された。このような新技術の進歩は、電話の利用を一層便利なものとし、まさに電気通信は時間と距離を克服しつつある。そしてこの電気通信の分野は無限の可能性を秘めており、今後更にサービスの高度化・多様化は進展するものと思われ、またその前途は明るい。

ひるがえって近年の電気通信政策についてみると、その課題は大きく分けて電話の需給均衡の早期実現と新たな電気通信技術の開発、実用化の促進に

あった。

毎年の電話の増設に対する巨額の設備投資は、他国に例をみない急テンポのものであったが、電話に対するし烈な需要には追いつけず、今日なお227万の積滞(47年度末)をかかえている実状にある。48年2月政府が決定した経済社会基本計画においては、52年度末には全国的規模においてこの積滞の解消を実現することを大きな柱として掲げていることをみても、この課題は依然として今後の通信政策の根幹となっているのである。

他面、電気通信が経済社会において果たす役割の急速な増大に対処するため、電気通信技術の開発促進とその実用化に努め、また制度面その他についても積極的な施策を推進してきたが、特にデータ通信のために通信回線を利用する制度の発足は、電気通信政策に一つの転機をもたらしたものといえよう。

今日、電気通信に対する社会的な要請はますます高度化、多様化、大量化し、来るべき情報化社会において中核的役割を担うものとしての期待が高まっている。したがって電気通信技術の開発、実用化の促進については、電話の需給均衡の早期実現と並んで、引き続き今後の大きな政策課題として意欲的な施策の展開が望まれているものである。

第2節 公衆電気通信施設の現状

1 国内公衆電気通信施設

(1) 日本電信電話公社関係

電電公社は、昭和27年発足以来、累次の5か年計画を実施して、公衆電気通信施設の整備拡充に取り組んできており、45年8月には、第4次5か年計画の拡大修正を含む「電信電話拡充7か年計画」を策定した。47年度は、当該計画の第2年度に当たり、総額1兆705億円の建設投資をもって、一般加入電話308万加入、地域集団電話10万加入、公衆電話4万個、市外回線13万回線等、大幅な増設、拡充を行った。

ア. 一般加入電話

47年度の一般加入電話架設予定数は、当初予算の281万5,000に、補正予算による20万が追加されて、301万5,000となり、その結果、実績では46年度架設数264万を大幅に上回る308万となった。この大量増設の結果、需要充足率は46年度の51.5%より大幅に向上して57.6%に達し、年度末積滞数は、46年度の252万から227万に減少した。また、47年度には一般加入電話数は2,098万加入となり、集団電話等を含めた加入電話総数では2,247万加入となって、人口100人当たり普及率も、46年度の18.2加入から20.8加入へと大きく向上した。加入電話の利用種別(事務用、住宅用別)では、毎年上昇を続けてきた住宅用加入電話の構成比が54%に達したことが注目される。

第3—2—1表 一般加入電話需給状況の推移

年 度 区 別	43	44	45	46	47	(単 位)
新規架設数	1,473	1,643	2,168	2,645	3,083	千加入
年度末加入数	11,362	13,005	15,173	17,818	20,985	千加入
年度末積滞数	2,510	2,850	2,914	2,520	2,272	千 件
普及率 (含集団電話)	11.8	13.6	15.7	18.2	20.8	加入/ 100 人
住宅用比率	37	41	45	50	54	%

なお、電話の普及状況を諸外国と比較してみると、47年度末現在、電話機数では3,106万個で米国の1億3,161万個に次いで第2位(第3位は英国の1,757万個)であるが、人口100人当たりの電話機数では28.8個で、電話機数50万個以上の諸外国中第12位であり、1位の米国(62.8個)、2位のスウェーデン(59.3個)等に比べ、まだかなり劣っている(諸外国の数値は、1973年1月1日現在のもの。)

イ. 公衆電話

47年度中に街頭公衆電話5,500個、店頭公衆電話3万4,000個、100円公衆電話492個、合わせて4万個の増設が行われ、年度末施設数は街頭公衆電話7万5,000個、店頭公衆電話47万2,000個、100円公衆電話492個となった。

なお、これら年度末施設数のうち、街頭公衆電話においては95%、店頭公衆電話においては74%が大形公衆電話である。

そのほか、ピンク電話の47年度末施設数は53万7,000個となった。

第3—2—2表 公衆電話数の推移 (単位：千個)

年 度 区 別	43	44	45	46	47
街頭公衆電話	37	46	56	70	75
店頭公衆電話	327	358	394	438	472
100円公衆電話	—	—	—	—	0.5
計	364	404	450	508	548
ピンク電話	441	504	565	570	537

ウ．地域集団電話

地域集団電話は、47年度中に10万2,000加入増設され、138万加入となった。地域集団電話は39年のサービス開始以来、農山漁村地域における共同利用電話として急速に普及したが、43年以降需要は漸減しつつあり、需給は一巡したように思われる。今後は、地域の需要の高度化・多様化に対応したサービスの改善、一般加入電話への変更等が課題となろう。

エ．その他の電話

47年度におけるビル電話、PBX、プッシュホン等特殊な電話の架設状況は、次のとおりである。

第3—2—3表 ビル電話等の施設数 (単位：千個)

区 別	47年度架設数	47年度末施設数
ビル電話	31	109
プッシュホン	216	345
PBX (内線電話機)	554	3,910
ビジネスホン	568	2,251
親子電話	523	3,017

(注) PBX、ビジネスホン、親子電話は加入者設置を含む。

オ．加入電信（テレックス）

加入電信の加入数は、47年度中に6,591加入増加し、5万8,975加入となった。

第3—2—4表 加入電信加入数・積滞数の推移

年度 区別	43	44	45	46	47
加入数	27,575	34,721	44,634	52,384	58,975
積滞数	5,349	6,907	3,637	1,334	1,676

カ．一般専用回線（A規格～J規格及び高速模写伝送）

一般専用回線は47年度中に1万4,591回線増設されて、22万837回線となった。

キ．市外回線

市外回線は47年度中に13万1,000回線増設されて、93万1,000回線となった。

ク．電報電話局等

47年度末現在、電報電話局数は1,354局、電話局数は177局、電報局数は25局、市外電話局数は11局である。

ケ．要員

47年度には設備の増大に伴う要員増のほか、琉球電信電話公社からの職員の引継ぎ約2,000名があり、年度末における公社職員数は約29万6,000名となった。

これを職務部門別にみると、営業・保守部門約24万4,000名、建設部門約2万3,000名、管理・共通部門等約2万9,000名となっている。

(2) 有線放送電話関係

施設数については、47年度末現在で1,725であり、46年度末1,871に比べて146の減である。施設数は38年度の2,649をピークに39年度から年々減少してきている。これは、新設が少なくなったこと、農協、市町村の統廃合が行われ施設が大型化したこと、及び経営の困難、公社電話の普及に伴い施設を廃止したことによるものである。

施設の業務主体は、農協系の農林漁業団体が最も多く1,224 (71.0%) 次に市町村等の地方公共団体 383 (22.2%) で、これらで9割以上を占めている。このほか、公益法人 31 (1.8%) (以上の3者が単独業務) 共同業務87 (5.0%) である。

施設の分布状況は、最大は長野県 (96)、次いで北海道 (73)、千葉県 (68)、福岡県、山口県、埼玉県 (いずれも65) と続いている。少ないところは宮崎県、大阪府 (いずれも6) 等で地域により相当アンバランスがある。

第3—2—5表 有線放送電話施設数の推移

年 度	区 別	年度末施設数	年度中新設数	年度中廃止数	増 △ 減 数
32		1,032	1,033	1	1,032
33		1,617	628	43	585
34		1,963	420	74	346
35		2,242	412	133	279
36		2,518	343	67	276
37		2,621	312	209	103
38		2,649	235	207	28
39		2,599	263	313	△ 50
40		2,498	190	291	△ 101
41		2,462	155	191	△ 36
42		2,374	95	183	△ 88
43		2,262	63	175	△ 112
44		2,152	66	176	△ 110
45		1,981	51	222	△ 171
46		1,871	34	144	△ 110
47		1,725	28	174	△ 146

2 国際公衆電気通信施設

国際電電は、昭和28年発足以来、我が国経済の発展に即して増大する国際通信の需要に対処するため設備の拡充強化を推進してきた。

(1) 通信系設備

47年度末において、国際電電が運用している対外直通回線は、総計1,540回線であるが、これら回線のほとんどは、インテルサット通信衛星、太平洋

横断ケーブル、日本海ケーブル及び対流圏散乱波によるもので、かつての国際通信回線の主軸であった短波回線は、一部直通対地を除き、現在では船舶通信等特殊なサービスに用いられるにすぎなくなっている。

ア．衛星通信設備

茨城衛星通信所（高萩市）は、太平洋衛星を通じて米国、オーストラリア、ニュー・ジーランド、中国、香港等との通信に、また、山口衛星通信所（山口市）は、インド洋衛星を通じて欧州、中近東、アフリカ等の諸国との通信にあたっている。更に、47年9月、日中間に直通衛星回線を開設したことにより、新たに国際加入電信、専用線及び国際テレビジョン伝送のサービスを開始した。

イ．海底ケーブル設備

海底ケーブル設備は、太平洋ケーブル（二宮・グアム・ハワイ間、容量3kHz 帯域音声級138回線）と日本海ケーブル（直江津・ナホトカ間、容量3kHz 帯域音声級120回線）の二つがある。

二宮海底線中継所（神奈川県）は、太平洋ケーブルの陸揚局として、また、直江津海底線中継所（新潟県）は日本海ケーブルの陸揚局として、それぞれのケーブルを国内線に接続している。

ウ．対流圏散乱波設備

43年6月、韓国との間に対流圏散乱波伝搬方式による通信回線が開通した。日本側の中継所は浜田市に、韓国側の中継所は舞竜山（蔚山の北東10km）にある。現在の容量は4kHz 帯域音声級120回線であるが、49年度完成を目途に回線を倍増する工事が目下進められている。

エ．短波無線設備

短波無線設備は、通信衛星、新海底ケーブル等の出現により、次第に整理統合され、現在では小山送信所（栃木県）、小室受信所（埼玉県）、北浦受信所（茨城県）、上野送信所（三重県）及び小野受信所（兵庫県）がある。北浦受信所、上野送信所及び小室受信所は、遠隔制御により運用されている。

(2) 営業所等設備

上記の通信系設備のほかに、国内接続のための各種設備の保守運用を担当する部門として東京国際回線統制局及び大阪国際電信電話調整所が設けられている。また、窓口機関は次のとおりである。

第3—2—6表 国際通信の窓口機関

種 別	局数	局 所 名
国 際 電 報 局	1	東 京
国 際 電 報 局 分 局	6	丸ノ内、京橋、八重州口、千代田、羽田、世界貿易センター
国 際 電 話 局	1	東 京
国 際 電 報 電 話 局	8	日本橋、新橋、渋谷、横浜、名古屋、大阪、神戸、那覇
国際電報電話局分局	6	新阪神ビル内、中之島、大阪国際空港、神戸商工貿易センター、普天間、牧港

(注) 電電公社の窓口機関（一部を除く。）においても、国際通信が取り扱われている。

(3) 要 員

上記の各種設備の運用、保守等に従事している職員数は、約3,700名であり、このほか、本社、支社、研究所、研修所等の管理部門の職員をあわせると総数約5,100名である（47年度末現在）。これらの職員のうち、上記設備部門別の職員数は、衛星通信設備部門125名、海底ケーブル設備部門54名、対流圏散乱波設備部門26名、短波通信設備部門245名、回線統制局を含めた営業所設備部門3,200名である。

第3節 公衆電気通信サービスの現状

1 国内公衆電気通信サービス

(1) 日本電信電話公社関係

ア. 電 報

(ア) 電報の利用実態

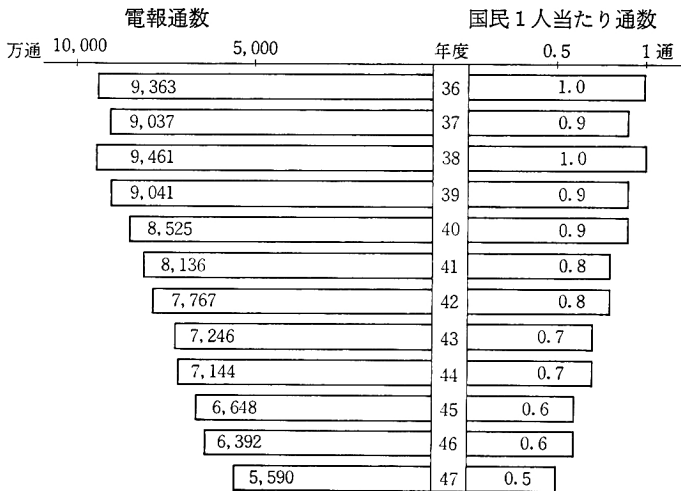
明治以来、国民一般の緊急通信手段として重要な役割を果たしてきた電報は、近年、電話をはじめ加入通信、データ通信等多様な近代的通信手段の普及発展に伴って、その性格を量的、質的に大きく変えてきている。

このことは、電報の利用通数や利用内容等についての経年推移をみると顕著である。

i 利用通数の推移

電報通数は、第3-2-7図のとおり、38年度をピークにその後減少傾向を続けており、47年度は5,590万通でピーク時の38年度に比べ3,871万通の減（41%減）、46年度に比べても802万通の減（13%減）となっている。

第3-2-7図 電報通数の推移

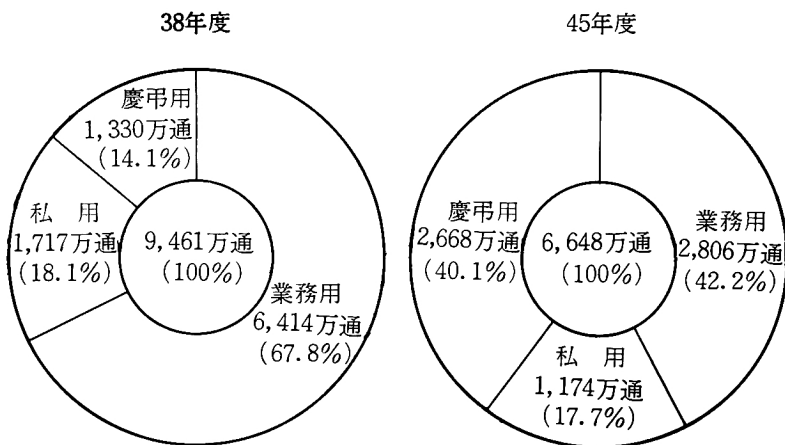


また、国民1人当たり年間利用通数についてみると38年度1.0通に対し47年度は0.5通と相当下回る状況になっている。

ii 利用内容の変化

最近の電報の利用内容をみると、第3—2—8図のとおり82%は企業がその活動に利用する業務用及び一般国民が社交・儀礼のために利用する慶弔用で占められ、一般の私用通信は18%程度にすぎず、かつての緊急通信手段としての電報の性格は大きく変ぼうを遂げたといえよう。特に慶弔用は、38年度14.1%が45年度40.1%に増大し利用通数も倍増しており、今後このような傾向はますます顕著になるものと予想される。ちなみに死亡、危篤等緊急を要する内容のものは全通数のわずか3%程度を占めるにすぎない。

第3—2—8図 電報の利用構成



(イ) 電報の利用制度・料金の改正

このような利用実態と、更に最近における電電公社の経営する電報事業の収支悪化をもあわせて考慮して、47年3月1日から電報の利用制度及び料金の全面改正が実施された。

改正内容の概要は次のとおりである。

- ① 普通電報は、基本料が従来10字まで60円であったが、これを25字まで

150円に、また、累加料が従来5字までごとに10円となっていたが、これを5字までごとに20円に改めた。

- ② 市内電報と市外電報の区別を廃止した。
- ③ 翌日配達電報及び同報無線電報を廃止した。
- ④ 慶弔電報を廃止し、これに替えて慶弔用特別紙の取扱いを新たに設けた。

イ．加入電信

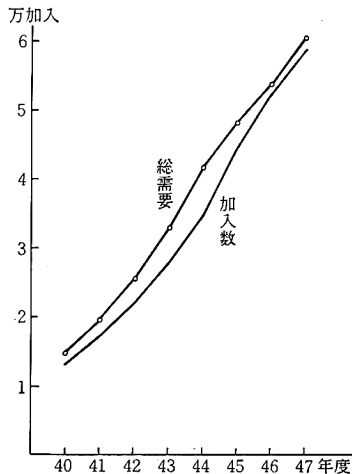
(ア) 加入数等の推移

加入電信は、任意の相手方と 50b/s の符号伝送が可能な交換網サービスであり、31年にサービス開始された。

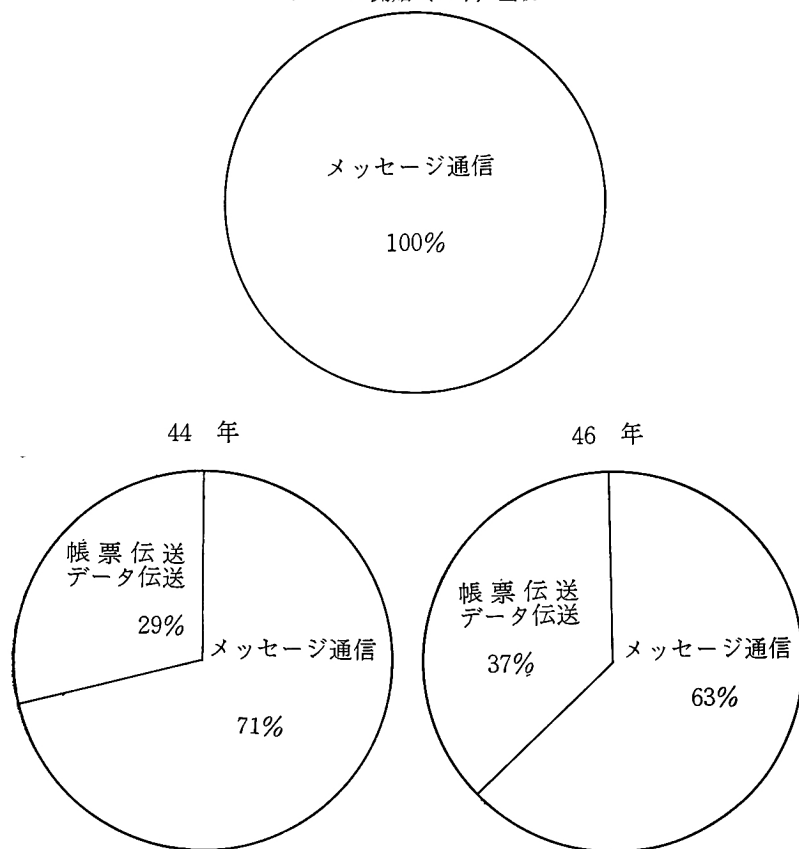
以来、加入電信は、① 料金の低廉なこと、② 記録が可能なこと、③ 不特定多数者間のメッセージ通信が可能なこと、④ 国際通信も可能なこと等の特色により、企業における事務合理化の機運にマッチしてその需要は着実に伸びてきた。

すなわち、加入数はサービス開始後10年目の40年に1万加入を突破し、その後第3—2—9図のとおり著しい伸びを示し、47年度末現在5万9,000

第3—2—9図 加入電信の需給状況（単位：万加入）



第3—2—10図 加入電信の利用内容構成比
サービス開始（31年）当初



加入に達した。

加入者の業種は、製造、卸、小売、金融、保険、運輸、通信、サービス業等多岐にわたっている。

また、1加入当たり通信料は、加入電信の利用の少ない層への普及を反映して若干下降傾向を示しており、47年度は10年前に比較して33%減の月額1万6,000円となっている。

(イ) 利用内容

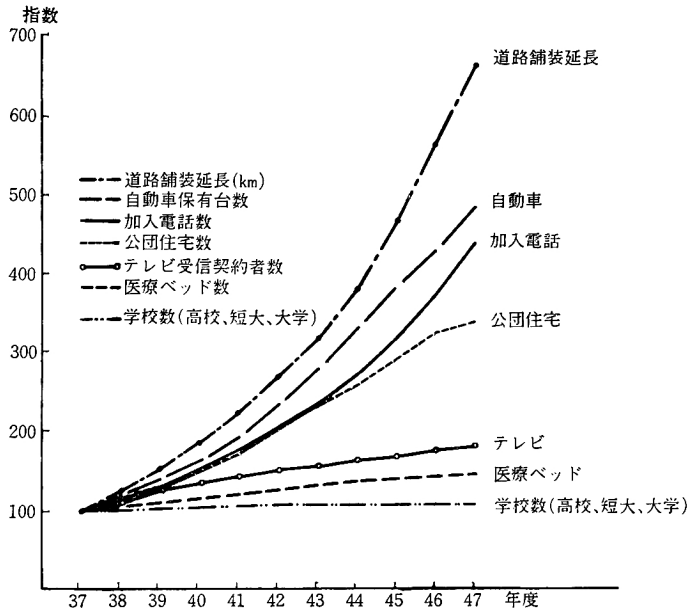
利用内容は、第3—2—10図に示すとおりであり、サービス開始当初はもっぱらメッセージ通信に用いられていたが、その後、帳票伝送、コンピュータへの入出力データの伝送にも用いられるようになった。

更に、47年11月からデータ通信システムに加入電信網を利用する制度が発足し、また、同時に加入電信より、電電公社の販売在庫管理システムに加入することもできることになった。このように加入電信は、データ通信端末機として今後も活用されるすう勢にある。

ウ．電 話

電話は、任意の相手方との間に音声通信が可能な典型的なパーソナルメディアであり、その代表的なものは加入電話及び公衆電話である。

第3—2—11図 加入電話と他の社会資本等との増加状況比較



「道路統計年報」,「日本統計年鑑」,文部省資料,厚生省資料,電電公社資料及び日本住宅公団資料により作成

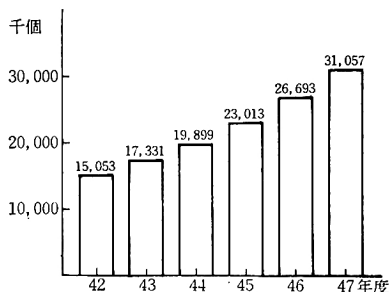
(注) 37年度を100とした指数である。

これらは近年におけるめざましい技術革新による同軸ケーブル方式、マイクロ波方式、新しい自動交換方式等の開発に支えられ、また、社会経済の発展、生活水準の向上等の要因によって急速に普及し、住宅用電話を例にとれば、20年代までは一種のステータスシンボルと見られたものが、今やシビルミニマムとしての地歩を占めるまでに至っている。

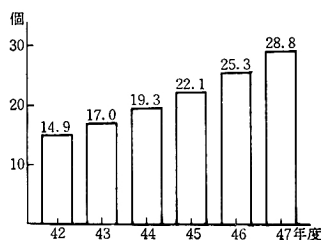
その普及状況を加入電話を例にとり、公団住宅、自動車等他の社会資本等の伸びと比較すれば第3—2—11図、電話機数についてその推移をみれば第3—2—12図のとおりであり、その充実ぶりをうかがうことができる。特に電話機数は電話加入数の増加とともに年々増加し、47年度末には3,106万個に達し、その人口100人当たりの普及率は第3—2—13図のとおりで、47年度末において28.8個となった。

このような普及につれ、最近、電話の利用方法も企業活動や生活様式の変化を反映して高度化、多様化の傾向を深めてきているが、このような傾向は、47年11月から地域ごとに逐次実施に移されているいわゆる公衆通信回線の新しい利用制度の発足によって、一層拍車がかけられることは確実であろう。

第3—2—12図 電話機数の推移
(単位：千個)



第3—2—13図 電話機の普及率の推移
(単位：個)



(注) 人口100人当たりの機数である。

(ア) 電話の現状

i 電話の普及状況

(i) 加入電話

a. 電話加入数

第3-2-14表 加入種類別加入数の推移

(単位：加入)

区 別 \ 年 度		37	42	43	44	45	46	47
一般加入電話 (指数)		4,779,142 (100)	9,883,364 (207)	11,355,178 (238)	12,997,783 (272)	15,165,707 (317)	17,809,213 (373)	20,975,990 (439)
集 団 電 話	事 業 所 集 団	—	3,645	10,509	26,692	54,096	77,586	109,015
	地域集団	—	421,311	671,600	967,787	1,175,832	1,332,900	1,378,293
加入電話合計 (指数)		4,779,142 (100)	10,308,320 (216)	12,037,287 (252)	13,992,262 (293)	16,395,635 (343)	19,219,699 (402)	22,463,298 (470)
地 域 団 体 加入電話局線数 (指数)		1,709 (100)	2,365 (138)	2,165 (127)	1,651 (97)	1,104 (65)	771 (45)	549 (32)
有放接続回線		—	3,716	4,498	5,632	6,651	7,962	8,239
合 計 (指数)		4,780,851 (100)	10,314,401 (216)	12,043,950 (252)	13,999,545 (293)	16,403,390 (343)	19,228,432 (402)	22,472,086 (470)

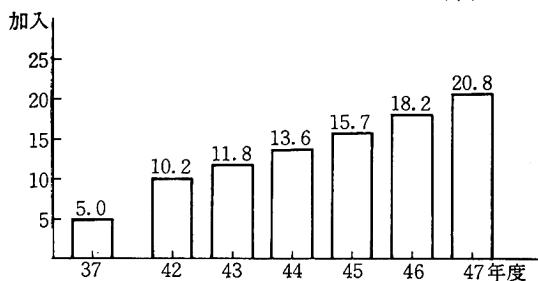
加入電話の加入種類別加入数の推移は第3—2—14表のとおりであり、47年度末現在の一般加入電話は2,098万となり、集団電話、接続有線放送電話回線等を含めた加入電話等総数は2,247万（対前年度比17%増）となった。

人口100人当たり普及率は第3—2—15図のとおりであり、47年度末において20.8加入となり、10年前に比し約4.2倍となった。

また、加入数の推移を事務用、住宅用の利用種別でみると第3—2—16図のとおりで、国民経済の高度成長を反映して事務用電話の伸びが著しい

第3—2—15図 加入電話等普及率の推移

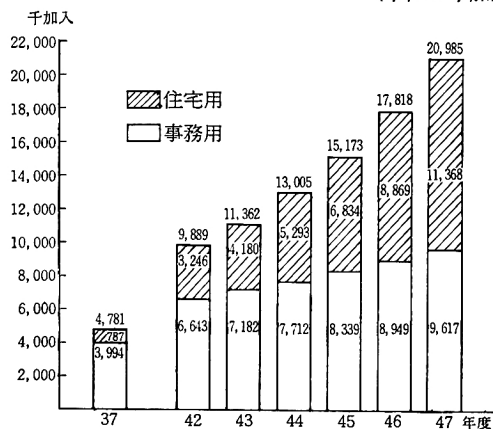
（単位：加入）



（注）人口100人当たりの加入数である。

第3—2—16図 利用種別別加入電話数の推移

（単位：千加入）



が、それにもまして最近における生活水準の向上、核家族化の進展等により住宅用電話の増加が目立っており、需要構造が大きく変化してきている。すなわち、47年度は事務用62万の増加に対し、住宅用は246万増加し、住宅用の構成比は約54%（46年度50%）に達した（集団電話は除く。）。

ちなみに、10年前における事務用、住宅用の比率は5対1であったが、46年度末にはほぼ等しくなり、47年度末に至って逆転したものである。

b. プッシュホンの普及

プッシュホンは、社会生活のスピード化、合理化の要請に応じ短縮ダイヤルが可能な新しい電話機として44年度から東京、大阪、名古屋の一部地域でサービスが開始され、その後提供地域は順次拡大されて47年度末には全国で124地域に及び、その設置数も急増し、47年度末では34万5,000個となった。

c. カラー電話機の普及

所得水準の向上、生活様式の多様化等に伴い、生活環境や色彩感覚にマッチした電話に対する要望が高まってきているが、これにこたえて46年10月から新規加入者を対象にワームグレー、ライトグリーン、アイボリーホワイトの3種類のカラー電話機の公社直営サービスが開始された。

設置数は47年度末現在44万7,000個で、電話機総数の1.4%にすぎないが、この数は今後急速に増加するものと予想される。

なお、カラー別の希望状況はライトグリーンが45%と一番高く、アイボリーホワイト35%、ワームグレー20%の順となっている。

(ii) 地域団体加入電話

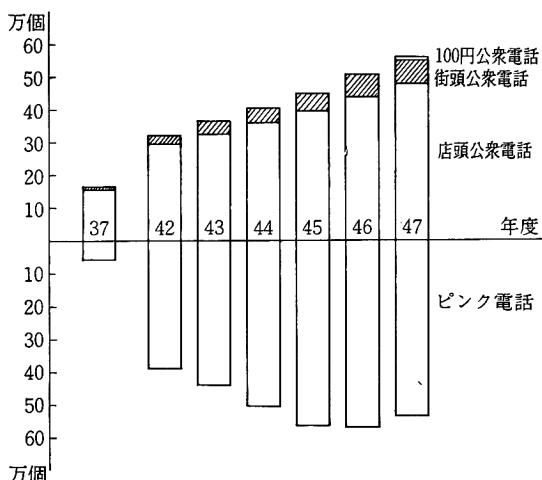
地域団体加入電話は、地域集団電話等の普及に伴い、最近は年々減少し、47年度末施設数は159か所（電話機数2万1,563個）で前年度末に比べ58か所（電話機数1万240個）減少した。

(iii) 公衆電話

我が国の公衆電話は、第3—2—17図のとおり年々増加しており、47年度末で総数55万個、人口1,000人当たり5.1個の普及率で世界的にも上位

第3—2—17図 種類別公衆電話数の推移

(単位：万個)



を占めている。これは、菓子屋、タバコ屋等の店頭や駅構内等に設置され「赤電話」の名で広く親しまれている我が国独特の店頭公衆電話の制度に負うところが大きい。

最近、公衆電話についても、加入電話と同様その利用方法や機能等についてさまざまな要請があるが、これにこたえた100円公衆電話及び110番や119番への緊急通話が容易にできる新型の公衆電話が新しく登場してきた。

なお、以上のほかレストラン、コーヒーショップ等に設置されているいわゆるピンク電話は、47年度末53.7万個でここ10年間に約10倍の伸びを示している。

(iv) その他の電話サービス

電話サービスとしては、前述のほか、内航船舶を対象とする船舶電話、遠洋船舶通話及び特殊船舶通話、国鉄新幹線及び近畿日本鉄道の特急列車に設置されている列車公衆電話、110番、119番としてなじまれている警察・消防署への緊急通報用電話等があり、また、簡易交換電話装置（ビジネスホン）、小形簡易交換電話装置（ホームテレホン）など加入電話の附属装

置として電電公社が直営で設置するもの約30種類、利用者が自営で設置するもの十数種類がある。

更に近年、高性能な電話交換機が開発されたため、これに特別な装置を付加することによって前述のプッシュホンによる短縮ダイヤルサービスをはじめ、通話中に第三者からの着信があったことを知らせ、その通話を一時中断して第三者と通話することができる通話中着信サービスが試行的に提供されている。

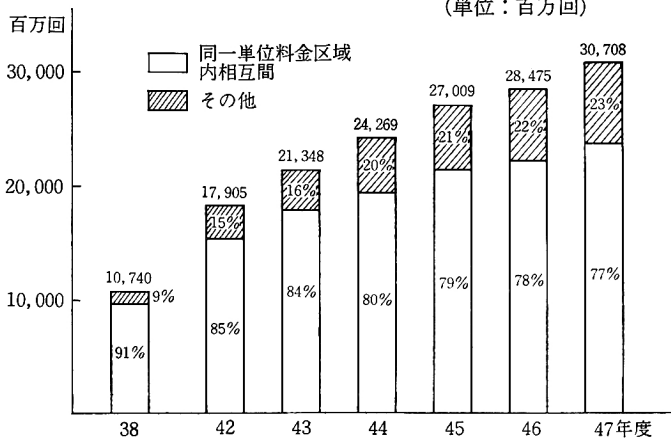
これらは高度化、多様化する社会の電話需要を充足する手段として多彩な発展を遂げながら今日に至っているが、特に附属装置については、47年11月からファクシミリ装置、心電図伝送装置その他のデータ伝送機器を電話回線に転換器で接続するみちが開かれたことを契機として、今後情報化社会の進展に伴い技術革新と制度的手当を軸として、より多彩な発展が予想される。

ii 電話の利用状況

前述のような電話のめざましい普及につれ、その利用の伸びも著しいものがある。その状況をダイヤル通話の総通話回数についてみると第3—2—18図のとおりで、38年度以降毎年10%を超える伸びを示し、47年度は

第3—2—18図 ダイヤル通話総通話数及び分布状況

(単位：百万回)



307億8,000万回と38年度の107億4,000万回に比べ3倍近い増加をみせている。しかし、反面利用回数の少ない住宅用電話と利用回数の多い事務用電話の普及の比率が次第に逆転してきた結果、1加入1日当たりの電話利用回数は10年前には8.6回（市内7.4回、市外1.2回）であったものが、47年度には5.0回（市内3.8回、市外1.2回）と年々減少する傾向を示している。

また、近距離通話と遠距離通話との関係をみると、自動即時化の進展、生活圏の広域化現象等を反映して、同一単位料金区域（広域時分制実施後ダイヤル通話3分までごとに7円の均一料金制が採用された区域）内相互の通話と、その他の区域への通話との比率が38年度では91対9であったものが47年度には77対23と著しく変化している。

一方、1加入当たりの電話使用料及び通話料の合計額は第3—2—19表のとおりで、最近10年間はほぼ横ばいであるが、47年度は4,729円で46年度に比べ若干低下している。

第3—2—19表 1加入当たりの電話使用料及び通話料の推移

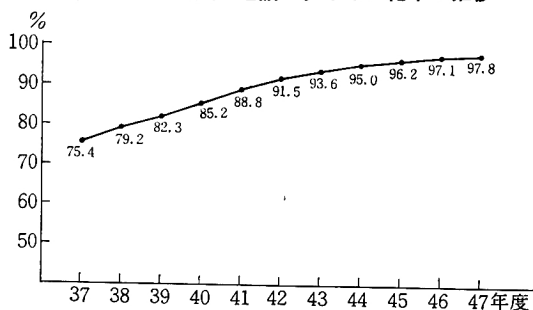
(単位：円)

年 度	38	42	43	44	45	46	47
1加入当たりの 使用料及び通話料	4,872	4,885	4,840	4,925	4,883	4,737	4,729

iii 電話のダイヤル化

電電公社は、電話サービス改善のため数次にわたる長期計画をたて、電話のダイヤル化を推進してきた。この結果、第3—2—20図のとおりダイ

第3—2—20図 電話のダイヤル化率の推移



ヤル化率は年々向上し、47年度末では97.8%に達した。しかしながら、世界的規模においてこれをみれば48年1月1日現在、既に西独、スイス等は100%の自動化を達成しており、我が国は第15位にとどまっている。

(イ) 電話料金の広域時分制の実施

46年5月、第65回通常国会において、公衆電気通信法の一部を改正する法律が成立したが、これにより新たに電話料金の広域時分制が実施されることとなった。

電話料金の広域時分制は、最近における生活圏、経済圏の広域化と情報化社会の進展に即応するため、従来、電話加入区域を最低料金で通話できる基本区域としていたものを改め、数個の電話加入区域を一つのグループとした単位料金区域を基本区域とし、その区域内に終始する通話の料金は3分までごとに7円（従来は同一電話加入区域内は1回ごとに7円、それ以外の同一単位料金区域内相互間は80秒までごとに7円）とすることを骨子とした制度であって、これにより我が国の自動接続通話の料金制度は、すべて時間と距離に応じて課金する時分制によるものとなった。

このような制度は、グループ料金制をとる英国と並び世界でもすぐれて新しい試みであり、近距離通話料と遠距離通話料の格差是正のための一つのステップであるので、今後の通話利用の動向については、更に急速な進展が予想される社会的広域化現象と情報化の動向と相まって、慎重にその推移を見守る必要がある。

この広域時分制は、新制度への移行工事の関係上47年11月12日甲府その他75単位料金区域で実施したのをはじめ、48年3月11日東京で実施し、逐次全国に及ぼして48年8月26日の沖縄を最後に完全実施された。

エ. 専用サービス

公衆電気通信設備の専用は、特定の者が特定の地域相互間又は特定の者相互間において、個々の利用目的に応じて公衆電気通信設備を排他的に使用するもので、その料金が定額制であることから企業等が大量の通信を行うのに適した通信手段であり、電話や加入電信とともに社会・経済の発展に重要な

役割を果たしている。

近年、経済の高度成長により専用サービスに対する需要は急激に増加しているが、数次にわたる電電公社の設備拡充計画の遂行により、大容量伝送方式の開発その他技術革新の成果を反映した各種規格の専用サービスが提供され、その需要を満たしている。

今後、専用サービスに対する需要は、情報化社会の進展につれ、質的、量的に更に飛躍的な高まりをみせるものと予想される。

一方、専用の制度及び料金体系は、従来歴史的事情等により定められていたが、著しく現状にそぐわないものとなってきたので、46年10月その大幅改正が行われた。

改正の概要及び専用サービスの現状は次のとおりである。

(7) 専用料金の改正

従来の専用料金は、専用区間が電話の加入区域内に終始するか否かによって市内専用と市外専用とに分け、その料金体系も著しく異なっていたが、このような不合理是正を中心として次のような改正が行われた。

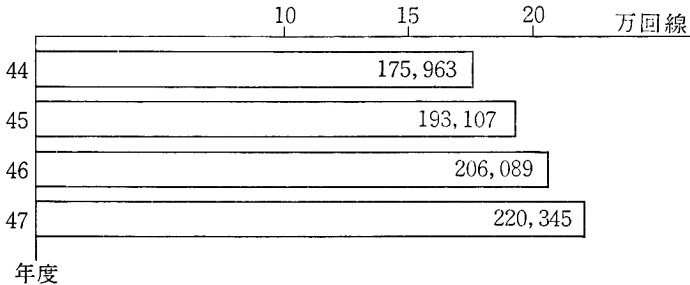
- ① 市内専用と市外専用の区別を廃止して、距離段階ごとの一本建て料金とした。
- ② 市外専用料金を平均2割程度引下げ、その引下げ分に見合う程度、市内専用料金を引上げ（平均約2倍）、市内外の格差を是正した。
- ③ 専用サービスの品目を整理して専用回線の特性、用途に応じてA規格からL規格までにシリーズ化した。

(i) 専用サービスの現状

専用サービスの品目は、上述のとおり専用回線の周波数帯域幅によりA規格からL規格まで設定されており（G、H、Kの規格は未設）、各規格は更に伝送方式及び使用方法によりD-1（帯域使用）、D-2（音声伝送）のように細分化されている。

その利用状況を回線数についてA～J規格全体でみた場合、第3-2-21図のとおり年々増大しており、47年度は22万回線で前年度に比べ7%増

第3—2—21図 専用回線数の推移（A～J規格）



加した。

これらの内訳についてみると、D規格は3.4kHzの周波数帯域を使用するもので最も利用範囲が広く、約20万回線で全体の92%を占めている。

殊にD—2は、通常の音声伝送が可能なもので電話用として広く利用され、利用数は約19万回線（93%）とD規格の大部分にあたる。

これを専用主体別にみると官庁3,577回線、警察・消防4万7,544回線、新聞・放送6,473回線、その他一般13万1,383回線となっている。

D—2以外では、データ伝送用に適したD—1（帯域使用）、D—5（1,200b/s交流符号伝送）及びD—7（2,400b/s交流符号伝送）の利用は46年度に比べ、それぞれ44%増、71%減、69%増となっている。

D規格に次いで多く利用されているのはA規格（120Hzの周波数帯域使用）である。A規格は、現在A—1（50b/s直流符号伝送）のみが設定されているが、電信をはじめデータ伝送、遠隔制御等に利用され、その利用回線数は1万6,906回線で46年度に比べ4,426回線（35.5%）の増加である。その専用主体別内訳でみれば「その他一般」が最も著しい伸びを示している。

その他のB、C、E、F、I、Jの各規格については、利用者の範囲が限定されている等の事情から専用サービス全体からみればまだ利用が多いとはいえない。特にI規格及びJ規格は、48kHz又は240kHzという広帯域の

周波数帯の伝送が可能であり多彩な用途に利用できるものであり、従来は国の機関、新聞社、通信社等の利用に限定されていたが、今後の情報化の進展を促進するため、48年11月から利用することができる者の範囲を拡大することとした。

なお、L規格は4MHzの周波数帯域の伝送が可能なもので、カラー映像信号及び音響信号伝送用としてテレビ放送中継に利用されており、NHK及び民間放送各社の47年度末現在の利用量は、回線延べキロで4万2,897km、前年度比2%の増加を示している。

オ. その他のサービス

近年、産業、行政、教育等社会経済文化の広範な分野において、従来の電信電話サービスでは十分満たされない電気通信需要が発生しているが、電気通信技術のめざましい発展に基づく新システムの開発により、これらの需要に応じて新しいタイプの公衆電気通信サービスが提供されている。

その代表的なものに次のような例がある。

(ア) 高速模写伝送サービス

伝送可能線路距離おおむね35kmの範囲内において、通常12kHzの周波数帯域を用いて、専ら模写伝送を行うもので、官庁、銀行等の利用もあるが、大部分は地方自治体の本所・支所間の模写伝送（戸籍謄本の伝送等）に利用されている。

47年度末現在の利用回線数は、492回線で46年度末157回線に比べ335回線増加している。

(イ) 映像伝送サービス

伝送可能線路距離おおむね20kmの範囲内において、通常4MHz以下の周波数帯域を用いて、専らテレビジョンの白黒又はカラーの映像伝送（放送事業者が行う放送以外の目的のものに限る。）を行うもので、その利用状況は47年度末現在42施設で46年度末に比べ21施設増加している。このうち30施設（71%）は警察の交通管制センターと主要交差点間を結んで、交通管制用として利用されている。また、このほか、官庁、新聞、放送、そ

の他一般の銀行、会社の事務管理用としても用いられている。

なお、カラーの映像伝送は、現在のところホテルに宿泊する外人客を対象として外国語によるニュース、買物案内等を伝送するものが1施設あるのみである。

(イ) 高速道路通信サービス

高速道路における自動車事故や非常事態の発生に際し迅速、適確な措置をとるための非常電話、移動電話のほか道路管理者の業務管理用電話等を一体的システムとして提供するもので、高速道路網の整備に伴い、ハイウェイ時代に不可欠な通信手段として普及してきた。

47年度末現在、東名高速道路全区間をはじめ中国、近畿自動車道、九州縦貫道、東関東自動車道等に利用されている。

(2) 有線放送電話関係

現在、有線放送電話は減少傾向にある。

その原因は、まず、第一に地域共同体が変ぼうし、有線放送電話の基盤がゆらいできていることである。都市近郊部の都市化、山間部の過疎化がこれである。ただ新しいコミュニティづくりに、また過疎化防止に有線放送電話が逆に活用され得る余地があるともいえる。

第二に公社電話の普及により、廃止する施設も多い。有線放送電話は、今後公社電話と異なるユニークな特質—放送機能—の強化でその存在意義を示すことはできよう。

建設コスト、運営コストに比べ料金は低く押えられがちで経営が苦しいものが多く、適正料金について検討されなければならない。

有線放送電話の業務区域は原則として同一市町村内となっており、公社線接続についても通話範囲は原則として同一県内となっているが、最近における人的物的移動の拡大、広域営農圏の設定、市町村を越える農協合併等で有線放送電話の業務区域、接続通話の通話範囲は根本的な再検討を迫られている。これについて、郵政省は48年度より地域通信調査会を設け問題点を検討している。

第3—2—22表 有線放送電話端末設備数等の推移

区 別 年 度	有 線 放 送 電 話		公 社 電 話	
	端 末 設 備 数	増 加 率	加 入 数	増 加 率
		%		%
32	435, 237	—	2, 638, 084	—
33	761, 694	75.0	2, 903, 098	10.0
34	1, 034, 794	35.9	3, 216, 364	10.8
35	1, 374, 341	32.8	3, 632, 938	13.0
36	1, 712, 354	24.6	4, 152, 762	14.3
37	1, 980, 186	15.6	4, 780, 851	15.1
38	2, 252, 196	13.7	5, 477, 396	14.6
39	2, 539, 267	12.7	6, 334, 718	15.7
40	2, 822, 333	11.1	7, 395, 188	16.7
41	3, 062, 185	8.5	8, 706, 743	17.7
42	3, 163, 610	3.3	10, 314, 401	18.4
43	3, 194, 420	1.0	12, 043, 950	16.8
44	3, 232, 700	1.2	13, 999, 545	16.2
45	3, 220, 137	△0.4	16, 403, 390	17.2
46	3, 135, 289	△2.6	19, 228, 432	17.2
47	2, 963, 929	△5.5	22, 472, 086	16.9

(注) 公社電話には39年度以降は集団電話を含む。

ア．端末設備数

端末設備数の推移は第3—2—22表のとおりである。施設数は年々減少しているが、端末設備数は44年度までは年々増加しており、全体として有線放送電話は普及し続けたことを示している。端末設備数の伸び率も第3—2—22表にみるとおり37年度までは公社電話の伸び率をりょうがしていた。しかし、42年度から伸び率が鈍化し、45年度からは減少傾向を示し、47年度は17万の減少をみた。有線放送電話は普及の限度にきたようであり、今や一つの転換期にあるといえよう。

有線放送電話の分布状況は第3—2—23表に示すとおりである。長野県が26万、静岡県、愛知県、群馬県、千葉県、福岡県、茨城県、埼玉県、兵庫県が10万以上で多く、少ないところは、大阪府、青森県、宮崎県、奈良

第3—2—23表 有線放送電話の地域別施設状況

(47年度末現在)

地方電 波監理 局	都道府県	施設数	端末設備数	地方電 波監理 局	都道府県	施設数	端末設備数	
関 東	東 京	15	26,574	中 国	広 島	51	84,161	
	神 奈	27	42,513		鳥 取	20	28,406	
	埼 玉	65	105,474		島 根	42	97,791	
	群 馬	63	136,189		岡 山	56	87,410	
	千 葉	68	127,111		山 口	65	96,534	
	茨 城	52	110,168		計	234	394,302	
	栃 木	41	75,330		四 国	愛 媛	37	62,844
	山 梨	32	27,382			香 川	35	98,855
	計	363	650,741			徳 島	31	55,693
	信 長	96	260,688			高 知	16	26,488
越	新 潟	57	73,617	国	計	119	243,880	
	計	153	334,305		九 州	福 岡	65	114,202
東 海	愛 知	57	140,797	佐 賀		12	27,928	
	岐 阜	49	77,365	長 崎		12	10,672	
	三 重	37	83,634	熊 本		52	72,009	
	静 岡	64	154,370	大 分		14	18,286	
	計	207	456,166	宮 崎		6	7,215	
北 陸	富 山	31	17,043	州		鹿 児 島	19	25,177
	石 川	17	13,007			計	180	275,489
	福 井	29	41,376			東 北	宮 城	29
計	計	77	71,426	福 島			40	54,376
	大 阪	6	4,483	岩 手	30		57,525	
近 畿	大 京	25	23,611	山 形	31		56,139	
	兵 庫	56	102,470	秋 田	14		17,563	
	奈 良	10	8,304	青 森	8		7,179	
	滋 賀	31	79,831	計	152		226,166	
	和 歌 山	39	52,196	北 海 道	北 海 道	73	40,559	
	計	167	270,895		計	73	40,559	
	合 計				1,725	2,963,929		

県が1万以下である。

対世帯普及率についてみると長野県、島根県、香川県、滋賀県、群馬県は3割以上の高率で普及しているが、反面大阪府、東京都では1%以下の低い普及率である（47年度末現在）。

1 施設当たりの平均端末設備数は年々増加している。これは施設数は減少しているが、端末設備数は増加もしくはわずかな減少にとどまっていることによる。47年度末現在では1施設当たり1,718で、放送受信装置のみのものの数も加えると1,735となる。46年度末では1,676（放送受信装置のみのものを含めると1,689）であるから、施設の大型化が進んでいることがわかる。

イ．電電公社線と接続しているもの

電電公社と接続通話契約を締結している施設は、47年度末現在において921施設で全施設の53%に当たる。その接続種別は第1種（市内通話）接続は10施設、第2種（市内・市外通話）接続は911施設で、ほとんどが第2種接続である。第1種にとどまっているものは設備の規格によるものである。

接続有線放送電話の端末設備数は173万8,402であり、全国の端末設備数の59%に当たる。公社線接続により通話範囲を拡大しようとする動きは強く、公社線接続の施設は年々増加している。

都道府県別に多い所と少ない所と比較したものが第3—2—24表で、かなりアンバランスがある。

なお、47年11月から公社電話について広域時分制が施行されたが、電電公社の度数料金局に収容された接続有線放送電話設備は、市内接続通話については料金として定額制か時分制（3分7円）のどちらかを、有線放送電話施設側で自由に選択することができることとなった。47年度末現在で、定額制をとる施設59%、時分制をとる施設41%となっている。市内接続通話の多いところは定額制、そうでないところは時分制を採用しているといえよう。

第3—2—24表 接続有線放送電話施設の分布状況

(47年度末現在)

多		い	少		な	い
都	道	府	県	施	設	数
長		野		66		
北	海	道		51		
山		口		51		
新		潟		45		
群		馬		39		
兵		庫		37		
大		阪		0		
奈		良		1		
宮		崎		2		
東		京		3		
大		分		4		
長		崎		4		

第3—2—25表 自動交換方式有線放送電話施設の分布状況

(47年度末現在)

多		い	少		な	い
都	道	府	県	施	設	数
長		野		70		
静		岡		42		
北	海	道		36		
愛		知		33		
山		口		33		
新		潟		32		
兵		庫		31		
大		阪		0		
大		分		2		
宮		崎		2		
長		崎		3		
鳥		取		3		
富		山		3		

ウ. 自動交換方式

ダイヤル式の自動交換方式をとっている有線放送電話施設は785で、全施設の46%を占めている。その端末設備数は174万470で、全端末設備数の59%を占めている。これは自動交換方式をとる施設が大型であることを示している。全国の分布状況は第3—2—25表のとおりであり、アンバランスを示している。

自動式の設備は、利用者の利便、人手不足、人件費節減、設備の耐用年数を考慮して年々増加しており、最近では設備改修や新設施設の場合、ほとんど自動式に移行している。

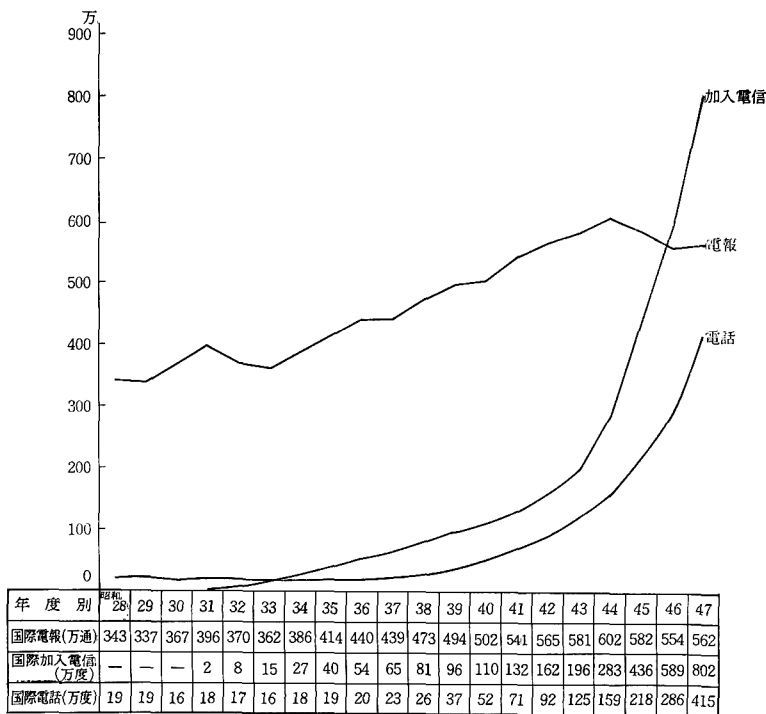
2 国際公衆電気通信サービス

(1) 国際電報

ア. 利用状況

我が国に発着する国際電報は、47年度の取扱数が562万通で、前年度の554万通に対して1.3%の増加を示している。国際電報の取扱数は、44年度までは逐年順調に伸びてきたが、45年度以降は国際加入電信の自動化実施（44年8月）などの影響を受け減少又は停滞ぎみの傾向にある（第3—2—26図参照）。47年度における国際電報の利用構成は、第3—2—29図に示すとおりであり、ほとんどが企業活動のために利用され、一般の私用通信はごくわずかである。

第3—2—26図 国際電報・国際加入電信・国際電話取扱数の推移



第3—2—27表 対 外 直 通 回 線 の 現 況

(47年度末 単位：回線)

回線名	通信系	衛 星	海 底 ケーブル	対 流 圏 散 乱 波	短 波 (H F)	超 短 波 (V H F)	電 話 回線共用	計
国 際 電 報 回 線		27	16	2	16	—	—	61
国 際 加 入 電 信 回 線		306	168	16	13	—	—	503
国 際 電 話 回 線		258	107	76	9	—	—	450
国 際 写 真 電 報 回 線		2	—	1	—	—	23	26
国際音声放送伝送回線		—	—	1	—	—	26	27
国 際 専 用 電 信 回 線		224	104	28	—	—	—	356
国 際 専 用 音 声 級 回 線		43	34	1	—	—	—	78
国 際 テ レ ビ 伝 送 回 線		21	—	—	—	—	—	21
国 際 デ ー テ ル 回 線		—	—	—	—	—	1	1
国際ファクシミリ電報回線		—	—	1	—	—	—	1
国際無線電話回線(船舶)		—	—	—	3	6	—	9
国際航空無線通話回線		—	—	—	—	7	—	7
計		881	429	126	41	13	50	1,540

第 3—2—28表 対外直通回線設定地域

(47年度末現在)

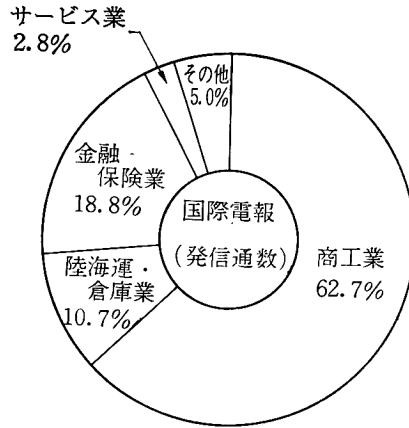
回 線 国又は地域		電 報	加 入 電 信	電 話	回 線 国又は地域		電 報	加 入 電 信	電 話
ア ジ ア	パングラデシュ	●	●	●	南 北 メ リ ア カ	ベネズエラ		○	
	ビルマ	●		●		アルゼンティン		○	
	中国	○	○	○	欧 州	オーストリア	○	○	
	香港	○	○	○		ベルギー	○	○	
	インドネシア	○	○	○		デンマーク		○	
	イラン	●	●	●		フランス	○	○	
	イラク	●		●		西独	○	○	○
	クメール	●		●		ギリシャ	○	○	
	韓国	○	○	○		イタリア	○	○	
	クウェイト	○	○	○		オランダ	○	○	
	レバノン	●				ノールウェー	○	○	
	マレーシア	○	○	○		英 国	○	○	○
	パキスタン	○	○	●		ソ 連	○	○	○
	フィリピン	○	○	○		ス イ ス	○	○	○
	サウディ・アラビア	●				スウェーデン	○	○	
	シンガポール	○	○	○		フィンランド		○	
南 北 ア メ リ カ	スリ・ランカ	●	○	●	ア フ リ カ	エジプト・アラブ共和国	●		
	台湾	○	○	○		スーダ	●		
	タイ	○	○	○		エチオピア	●	●	
	ヴィエトナム共和国	●	●	●	南 ア フ リ カ	南アフリカ	○	○	
南 北 ア メ リ カ	ブラジル	○	○	○	大 洋 州	オーストラリア	○	○	○
	カナダ	○	○	○		ユー・ジーランド	○	○	○
	米 国	○	○	○		ハワイ	○	○	○
	メキシコ	○	○	○		グアム	○		○

国際電電資料による。

(注) ○：広帯域回線（海底ケーブル，衛星又は対流圏散乱波）

●：短波（HF）回線

第3—2—29図 国際電報の利用構成



イ. 取扱地域, 利用制度, 料金

世界中至るところの国又は地域との間に国際電報が取り扱われており、我が国としては、公衆通信が取り扱われているところであればどのような極地との間にも国際電報が利用できるようにしている。取扱地域のうち、特に取扱量の多い対地とは直通回線を設定して国際電報を取り扱っている

第3—2—30表 国際電報料金例 (通常電報1語当たり料金)
(47年度末現在)

韓 国	40円	ソ 連	106円
香 港	68	英 国	192
中 国	72	西 独	192
インドネシア	102	フ ラ ン ス	192
オーストラリア	150	ポ ー ラ ン ド	204
カ ナ ダ	108	エ テ ィ オ ビ ア	176
米 本 土	118	リ ビ ア	192
メ キ シ コ	180	南 ア フ リ カ	200
ブ ラ ジ ル	190	ケ ニ ア	288
パ ナ マ	226	ナ イ ジ ェ リ ア	330

が、その他のところとは第三国中継によっている（第3—2—27表及び第3—2—28表参照）。

国際電報の利用制度は、国際的には国際電気通信条約，同条約附属電信規則等により規律されており，国内的には公衆電気通信法等を根拠として定められている。国際電報の種類は，上記電信規則により通常電報と書信電報に大別され，ほかに付加サービスとして至急，返信料前払等の特別取扱いがある。

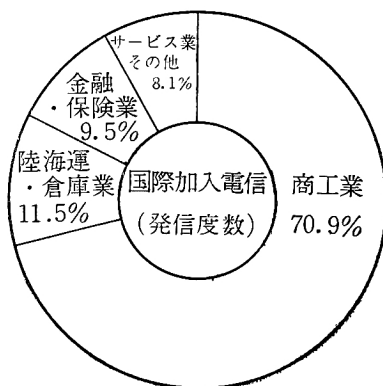
国際電報料金は，相手国と個別に協定した金フラン単位の料率に基づき対地別に定められるところから料金表が複雑になっているが，47年8月に実施された米本土との間の国際電報料金改定は，それまで米本土内であっても地域によって料金が異なっていたのを単一化し，均一料金としたものである。

(2) 国際加入電信

ア．利用状況

47年度中に我が国に発着した国際加入電信の合計は802万度で，前年度の589万度に対して36.1%の増加を示している。このサービスは，国際電電の国際加入電信加入者だけでなく，電電公社加入電信加入者で国際利用登録をした者も利用することができる。そのほか，国際電電の各営業所に

第3—2—31図 国際加入電信の利用構成



公衆用国際加入電信設備（テレックスブース）があって、一般の利用に供されている。47年度末における国際電電の国際加入電信加入者数は3,542, 電電公社加入電信加入者が国際利用登録を行っている者の数は6,749である。

イ．取扱地域、利用制度、料金

我が国の国際加入電信サービスは、31年9月、米国との間に開始されて以来取扱地域が急速に拡張され、現在では世界中のほとんどの地域との間にこのサービスが取り扱われている。47年度中に新たに国際加入電信の取扱いを開始した対地としては、中国、モンゴル、イラク、ラオス、モザンビーク等がある。また、44年8月以降、国際加入電信の自動化が進められた結果、47年度末における自動化率は92.9%に達している。47年度中に自動化を導入した対地としては、台湾、シンガポール、ブラジル、アルゼンティン等がある。

国際加入電信の利用制度は、国際電報と同様に、国際電気通信条約附属電信規則、公衆電気通信法等を根拠として定められている。料金については、我が国としては距離に関係なく、また、直通、中継を区別せずに、自動接続のものについては1分までごとに1,080円、手動接続のものについては最初の3分まで3,240円、超過1分までごとに1,080円としている。

(3) 国際電話

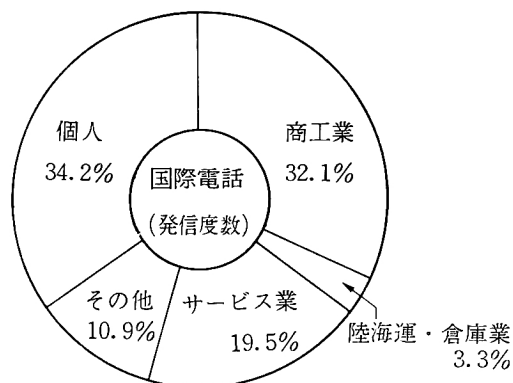
ア．利用状況

国際化が進展するなかであって国際通信施設の近代化、サービスの向上等を反映して、我が国の国際電話の需要は急速に伸長している。47年度中に我が国に発着した国際電話の合計は415万度で、前年度の286万度に対して45.1%の増加を示している。最近の国際電話の利用構成をみると、第3—2—32図に示すとおりであり、個人の利用が34%を占め、他の国際通信がほとんど企業により利用されているなかで大きな特色を示している。

イ．取扱地域、利用制度、料金

日本全国どこでも電電公社の一般加入電話を介して国際電話を利用する

第 3—2—32図 国際電話の利用構成



ことができる。取扱地域は、世界中ほとんどの地域に及んでおり、我が国との間に国際電話を取り扱っていない地域として残っているのは、47年度末においてわずかに北ヴィエトナムとアフリカのごく一部の地域にすぎない。

国際電話の利用制度は、国際電気通信条約附属電話規則、公衆電気通信法等を根拠として定められている。我が国で取り扱う国際電話には次のような種類がある。

(ア) 指名通話 (パーソナル・コール)

対話者を指定して申し込む通話で、対話者が電話に出るまでは料金がかからない。

(イ) 番号通話 (ステーション・コール)

国内の市外通話と同様に双方の電話番号だけを指定して申し込む通話で、料金は指名通話と比べ割安となっている。

(ウ) 料金対話者払通話 (コレクト・コール)

対話者が通話料金を支払うことを希望する旨を告げて申し込む通話で、対話者が承諾したときは通話を接続する。

(エ) 多数通話者通話 (会議通話)

外国の異なる地点の対話者を同時に呼び出して数人の通話者が会議式に

行う通話で、このサービスの取扱地域は現在のところ米本土及びカナダに限られている。

国際電話の料金は、対地別に定められており、取扱地域によっては日曜割引料金を設けているところがある。

なお、韓国との国際電話については、日曜の通話のほか平日の夜間通話にも割引料金を適用している。

48年3月30日から国際電話自動化サービスが開始されるにあたって、それまですべての国際電話について最初の3分間までの料金を基本とし、その後は超過1分までごとの料金を加算することとしていたのを、加入者ダイヤル発信のものについては最初から1分までごとの料金とすることになった。

第3—2—33表 国際電話料金例（最初の3分間まで）（47年度末現在）

※韓	国	1,680円	英	国	3,240円				
香	港	1,890	西	独	3,240				
中	国	2,160	フ	ラ	ン	ス	3,240		
フ	ィ	リ	ピ	ン	イ	タ	リ	ア	3,240
オ	ース	トラ	リア	ソ		連	4,320		
※米	本	土	3,240	ア	ル	ジュ	リア	5,400	
※カ	ナ	ダ	4,320	エ	ジ	ブ	ト	5,400	
メ	キ	シ	コ	モ	ロ	ッ	コ	5,400	
ブ	ラ	ジ	ル	ナ	イ	ジェ	リア	5,400	
※アル	ゼン	ティ	ン	南	ア	フリ	カ	5,400	

（注）※は日曜割引料金適用対地である。

ウ．国際電話の自動化

48年3月30日から東京、名古屋及び大阪のそれぞれの一部加入者（電電公社の電子交換機に収容されている電話の加入者に限る。）について、米本土、ハワイ、西独及びスイスに対する加入者ダイヤル発信ができるようになった。

なお、外国から日本あての加入者ダイヤル発信は、米本土（ニューヨークの一部）、西独、ベルギー、スイス等においてそれ以前から実施されている。

(4) 国際専用サービス

国際電気通信回線を特定の利用者に賃貸するサービスは27年に開始されたが、同サービスの利用者は当初は設備の都合上、政府機関、新聞・通信社、放送事業者及び航空会社に限られていた。その後、設備の拡充等に伴い37年10月からは一般商社、銀行等に対しても同サービスが提供されることとなった。

国際専用サービスとして提供される国際電気通信回線の種類は、 $\frac{1}{4}$ 速度、 $\frac{1}{2}$ 速度、標準速度（50ボー）、75ボー、100ボー、200ボー及び1,200ボーの電信回線並びに音声級回線である。音声級回線は、電話、ファクシミリ、写真電送、テレプリンタ等を交互又は同時に組み合わせて使用するため分割することが認められている。47年度末の賃貸回線数の合計は、音声級回線76、電信回線342である。

(5) 国際テレビジョン伝送

海外とのテレビ伝送は、衛星通信の出現によってはじめて商用サービスが可能となったものであって、我が国では41年12月インテルサットの太平洋衛星経路による日米間の国際テレビ伝送サービスが開始された。

その後、インド洋衛星の運用開始（44年8月）や世界各地に新しい地球局が次々に建設されたことに伴い、第3—2—34表のとおり取扱地域が拡張されている。

国際テレビ伝送の取扱件数は、41年度30、42年度97、43年度157、44年度313、45年度210、46年度322、47年度251となっている。47年度中に取り扱った国際テレビ伝送のうち主なものは、オリンピック・ミュンヘン大会、日米首脳ホノルル会談、田中総理訪中等の関係である。47年9月の田中総理訪中に際しては、国内放送事業者から日中間テレビ伝送の実施方について要望があったことにこたえ、我が国の通信関係者が訪中して中国側と協議した結果、北京に日本の可搬型地球局（アンテナ直径10m）を空輸、設置し、日中両国の技術者が協力して運用することにより総理訪中時の実況を太平洋衛星経路で日本に生中継した。日中間の衛星通信は、開始した当初には特別行事

第3—2—34表 国際テレビ伝送の取扱地域

太平洋衛星系			インド洋衛星系		
開始年月	取扱地域	地球局所在地	開始年月	取扱地域	地球局所在地
41.12	米 本 土	ジェームスバーク	44. 8	英 国	グンヒリー
42. 1	ハ ワ イ	パウマル	44.10	西 独	ライスチング
44. 6	オーストラリア	モリー, カーナボン	"	ク ウ ェ イ ト	ウムアル アイシュ
44. 9	香 港	香 港	45. 4	マ レ イ シ ア	ク ァ ン タ ン
44.12	フ ィ リ ピ ン	タ ナ イ	"	ス ペ イ ン	ブ イ ト ラ ゴ
"	台 湾	台 北	45. 7	イ ン ド ネ シ ア	ジャチルフル
45. 5	韓 国	ク ム サ ン	45. 9	イ タ リ ア	フ チ ノ
"	タ イ	シ ラ チ ヤ	46.10	オーストラリア	セ ド ナ
45. 7	グ ア ム	プランタット	"	イ ン ド	ヒ ク ラ ム
46. 7	ニュー・ ジーランド	ワークワース	"	シンガポール	セ ン ト サ ブルムール
46. 9	ア ラ ス カ	パートレット	47. 8	フ ラ ン ス	ボドウ
47. 9	中 国	北 京			

のための臨時取扱いとされていたが、日本から持ち込まれた北京地球局を中国側が買い取ったことに伴い常設化された。

(6) その他のサービス

データ通信に属さない公衆電気通信サービスであって国際電電の提供に係るものとしては、上記以外に次のようなものがある。

- ① 国 際 写 真 電 報……ニュース写真，図面等の写真電送
- ② 国 際 無 線 電 報……外国の沿岸無線局を経由して日本船舶に発着する電報又は日本の無線局を経由して外国船舶に発着する電報
- ③ 国 際 航 空 業 務 報……航空会社が航空機の運航業務（乗客名簿，積荷情報等）について海外の事務所との間に交換する電報
- ④ 国 際 放 送 電 報……通信社等の依頼により電信でニュース等を外国に放送し，又は受信するもの
- ⑤ 国際ファクシミリ電報……文書，図面等をファクシミリ電送し，受信記録紙を受信人に配達又は郵送するもの

- ⑥ 国 際 デ ー テ ル……日本の加入者と外国の加入者との間のデータ・コールを随時交換、接続するもの（ファクシミリ、写真電送等も可能）
- ⑦ 国 際 無 線 電 話 通 話……我が国又は外国の沿岸無線局を経由して大洋を航海中の外国船舶又は日本船舶に発着する短波（HF）による通話
- ⑧ 国 際 航 空 無 線 電 話 通 話……東京、大阪及び那覇の各空港に離着陸する外国航空機とその航空会社の空港事務所との間の超短波（VHF）による通話
- ⑨ 音 声 放 送 伝 送……放送事業者のニュース、スポーツ番組の音声級回線による送受

このうち、国際ファクシミリ電報は47年12月に韓国との間に試行サービスとして取扱いが開始されたもので、国際サービスとしては日韓間のものが唯一であり、アルファベット以外の文字を母国語とする国にとっては将来有力な国際通信手段となることが期待されている。

第4節 事業経営状況

1 国内公衆電気通信事業

(1) 日本電信電話公社関係

我が国経済、社会の発展、国民生活の向上に伴う電気通信需要の増大に対応しつつ、国内公衆電気通信事業は、年々、着実な拡大を続けてきた。事業主体である電電公社は、47年度末現在で、職員数29万6,000名、総機関数2,280、資産総額4兆4,665億円の巨大企業となっており、年間建設投資額1兆705億円、事業収入1兆4,345億円の規模で事業を遂行している。

ア. 収支概況

47年度の電電公社決算は、総収益1兆4,625億円、総費用1兆4,530億円、差し引き95億円の黒字決算となった。前年度は電電公社発足以来初めての赤

字決算（43億円）であったが、47年度はこれも回復している。しかし事業収入は約113億円予定を下回ったが、その主な原因は、46年度から引き続き景気低迷の影響による電話収入の伸びなやみ、住宅用電話の比重の増大等事業収入の構造的変化が指摘されるが、事業収入の今後の推移を慎重に見守る必要がある。

(ア) 事業収入

47年度事業収入は1兆4,345億円であり、予算対比で113億円の減収、対前年度比17.0%の伸びにとどまった。内訳について概観すると、まず、事業収入の91%を占める電話収入は、1兆3,009億円で、予算に対し132億円

第3—2—35表 電電公社の事業収入の推移

(単位：億円)

年度 区別	43	44	45	46	47
電 話 収 入	7,124	8,482	9,863	11,167	13,009
構 成 比	91	91	91	91	91
(%) 対前年度伸び率	16.0	19.1	16.3	13.2	16.5
電 信 収 入	168	186	208	246	375
構 成 比	2	2	2	2	2
(%) 対前年度伸び率	7.8	11.2	11.6	18.3	52.2
専 用 収 入	309	361	423	488	560
構 成 比	4	4	4	4	4
(%) 対前年度伸び率	13.2	16.9	17.1	15.4	14.7
雑 収 入	242	275	307	356	402
構 成 比	3	3	3	3	3
(%) 対前年度伸び率	7.7	13.7	11.7	16.0	12.8
計	7,843	9,305	10,802	12,258	14,345
構 成 比	100	100	100	100	100
(%) 対前年度伸び率	15.5	18.6	16.1	13.5	17.0

の減収、対前年度比16.5%の増となった。また、46年度大幅に低下した1加入当たり電話収入も、47年度は横ばいを見せ、5万6,534円となった。公衆電話料は比較的順調に伸びて925億円となり、1公衆電話当たり収入も、大型公衆電話の普及等により年々増加して、8万5,522円となった。電信収入については、料金改定による電報料の増加がみられ、また加入電信料が順調に伸びてきた結果、全体では375億円、対前年度比52.2%の増となった。専用収入は560億円であり、対前年度比14.7%の増であった。雑収入は402億円であり、そのうち216億円が電話帳広告収入であった。

第3—2—36表 電電公社の事業支出の推移

(単位：億円)

年度 区別	43	44	45	46	47
直接事業費	3,373	3,946	4,690	5,467	6,339
構 成 比	43	44	44	45	45
労務費(再掲)	2,036	2,412	2,927	3,422	3,964
構 成 比	26	27	28	28	28
減価償却費	2,689	3,119	3,632	4,173	4,842
構 成 比	35	35	34	34	34
金融費用	931	1,100	1,295	1,528	1,798
構 成 比	12	12	12	13	13
資本費用計	3,620	4,218	4,926	5,701	6,640
構 成 比	47	47	46	47	47
業務委託費	669	719	831	904	988
構 成 比	9	8	8	7	7
諸 税 公 課	114	131	149	169	195
構 成 比	1	1	1	1	1
計	7,776	9,014	10,596	12,241	14,162
構 成 比	100	100	100	100	100

(イ) 事業支出

47年度の事業支出は1兆4,162億円であり、対前年度比15.7%の増となった。各費目の構成費には、ほとんど変動がなく、直接事業費45%（うち労務費28%）、資本費用47%（うち減価償却費34%）、業務委託費7%、諸税公課1%となっている。直接事業費は対前年度比15.9%増の6,339億円となったが、その63%に当たる3,964億円が労務費である。労務費は、近年の高いベースアップ率が主因となって毎年大幅な増加（45/44 21.3%、46/45 16.9%、47/46 15.8%）を続けている。資本費用のうち、減価償却費は、対前年度比16.0%増加して4,842億円、金融費用は、対前年度比17.7%増加して1,798億円となった。

事業収支率は傾向的に悪化しているが、47年度には若干持ち直し98.7%となった。

第3—2—37表 電電公社の事業収支率の推移

(単位：%)

年 度	43	44	45	46	47
事業収支率	99.2	96.9	98.1	99.9	98.7

イ. 資産及び負債・資本の概況

電電公社の47年度決算における貸借対照表の概要は次のとおりであり、純

第3—2—38表 電電公社の貸借対照表

(48年3月31日現在 単位：億円)

資 産 の 部		負 債・資 本 の 部	
流 動 資 産	3,486	流 動 負 債	1,788
固 定 資 産	39,200	固 定 負 債	28,421
繰 延 資 産	1,852	そ の 他 の 負 債	35
そ の 他 の 資 産	127	負 債 計	30,243
		資 本 勘 定	14,422
合 計	44,665	合 計	44,665

有形固定資産額は3兆8,903億円、固定負債は2兆8,421億円（うち電信電話債券が2兆8,239億円）となった。

固定資産合計の推移は次のとおりであり、内訳としては、電信電話機械設備及び電信電話線路設備があわせて全体の約74%、建物及び工作物が約12%、その他が約14%である。

第3—2—39表 電電公社の固定資産の推移

（単位：億円）

年度 区別	43	44	45	46	47
有形固定資産 （純 額）	22,412	25,203	28,639	33,281	38,903
無形固定資産	39	51	95	144	297
合 計	22,451	25,254	28,734	33,425	39,200

負債の推移は次のとおりであり、電信電話債券が総額の約99%と圧倒的比重を占めている。

第3—2—40表 電電公社の負債の推移

（単位：億円）

年度 区別	43	44	45	46	47
流 動 負 債	725	664	849	1,329	1,788
固 定 負 債	15,568	18,105	20,911	24,046	28,421
（うち電信 電話債券）	(15,318)	(17,885)	(20,718)	(23,880)	(28,239)
その他の負債	25	7	4	32	35
合 計	16,318	18,775	21,765	25,408	30,243

総資本に占める固定資産及び負債の構成比率の推移は次のとおりであり、負債の構成比率がかなり高まってきている。

第3—2—41表 電電公社の固定資産・負債の構成比率の推移 (単位：%)

年度 区別	43	44	45	46	47
固定資産構成率	86.8	86.6	86.9	87.9	87.8
負債構成比率	63.1	64.4	65.8	66.9	67.7

(2) 有線放送電話関係

ア. 事業収支状況

事業年度が47年12月から48年3月までの間に終了した1,675施設の収入総額は244億7,222万円、1施設当たり1,461万円である。収入のうち使用料は収入総額の66.9%を占めており、1施設当たり978万円、1利用者当たり5,895円(月額491円)である。

なお、使用料とは基本料、通話度数料、接続手数料及び有線放送設備使用料の合計をいう。このほか雑収入10.0%、運営費補助金3.7%、繰入金11.5%となっている。

支出については総額240億6,966万円、1施設当たり1,437万円である。支出のうち人件費が最も多く50.8%で半数を占めている。このほか物件費21.5%、減価償却費16.6%、利息支払6.8%等となっている。

イ. 創設費

1施設当たり、1利用者当たりの平均創設費の年度別状況は第3—2—42表のとおりであり、制度発足以来、創設費は規模の拡大、設備の高度化、物価の上昇等により毎年多額の経費を要するようになっている。ただし、47年度中に業務を開始した3施設(いずれも北海道管内)は、規模が極端に小さい(利用者が3施設で合計220)ため、1施設当たりの創設費は例年と比較して非常に安くなっているが、その反面1利用者当たりのそれは非常に高くなっている。この3施設について、創設資金の調達方法をみると、1施設当たり創設費総額(4,305万円)に対し、自己資金(984万円)22.9%、補助金(2,530万円)58.8%、設備負担金(612万円)14.2%、借入金(180万円)4.1%で、補助金が半数を占めている。

第3—2—42表 有線放送電話創設費の推移

年 度 \ 区 別	1 施 設 当 た り	1 利 用 者 当 た り
32	4,221千円	9,128円
33	6,403	10,905
34	6,618	11,906
35	9,018	13,213
36	12,480	14,996
37	15,719	17,362
38	20,537	21,253
39	30,653	26,848
40	42,602	34,286
41	47,648	38,178
42	59,478	40,287
43	55,558	43,314
44	63,263	47,830
45	62,747	56,910
46	73,528	65,440
47	14,352	195,705

2 国際公衆電気通信事業

国際電電は、28年4月発足以来、海外通信の需要の増大とともに順調な業績の伸びを示している。47年度末における資産総額は770億円で、発足時の33億円に対し23倍の規模に達している。

(1) 収支の概況

国際電電の47年度の決算は、総収入503億円、総支出429億円で、収支差額は74億円となっている。

ア. 営業収入

47年度の営業収入は483億円で、計画額に対し54億円、46年度実績に対し92億円（24%）の増加となっている。収入の大宗は、電報料、加入電信料及び電話料で、近時電話料が収入に大きな比重を占めるようになってきている。

イ．営業費用

47年度の総支出額429億円のうち、営業費用は351億円で、対前年度比17％の増加となっている。その主なものは、労務費（構成比33％）、減価償却費（同18％）等である。

最近5か年間の収支の推移は、第3—2—44表のとおりである。

(2) 資産、負債及び資本の概要

47年度末における貸借対照表の概要は、次のとおりである。

第3—2—43表 国際電電の貸借対照表

(48年3月31日現在 単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	27,873	流 動 負 債	16,075
固 定 資 産	49,141	固 定 負 債	2,666
有 形 固 定 資 産	37,282	引 当 金	7,568
無 形 固 定 資 産	6,941	(負 債 合 計)	(26,309)
投 資	4,918	資 本 金	13,200
		法 定 準 備 金	1,392
		剰 余 金	36,113
		(資 本 合 計)	(50,705)
資 産 合 計	77,014	負 債 及 び 資 本 合 計	77,014

固定資産の内訳は、有形固定資産373億円、無形固定資産69億円、投資49億円となっており、その主なものを示せば第3—2—45表のとおりである。

なお、47年度末における固定資産の減価償却率は、58.85％である。

流動負債の主なものは、未払金69億円（構成比43％）、納税引当金37億円（構成比23％）である。

固定負債は、社債25億2,000万円、長期借入金1億4,500万円で、社債の25億2,000万円は、37年に太平洋ケーブルの建設資金の調達のため発行した外貨債で、52年6月に満期償還となる。

第 3—2—44表 国際電電

区 別 \ 年 度		43		44	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
総 収 入		24,759 (115)	(100)%	29,746 (120)	(100)%
営 業 収 入		23,654 (115)	(96) 100	28,745 (122)	(97) 100
(再掲)	電 報 料	6,453 (103)	27	7,087 (110)	25
	加 入 電 信 料	6,296 (119)	27	7,957 (126)	28
	電 話 料	5,256 (126)	22	6,689 (127)	23
	専 用 料 (電 信・電 話)	4,404 (117)	19	5,496 (125)	19
	そ の 他	1,245 (117)	5	1,516 (122)	5
そ の 他		1,105 (112)	(4)	1,001 (91)	(3)
総 支 出		20,302 (117)	(100)	24,978 (123)	(100)
営 業 費 用		16,639 (119)	(82) 100	20,894 (126)	(84) 100
(再掲)	労 務 費	5,555 (108)	33	6,566 (118)	31
	減 価 償 却 費	3,346 (129)	20	4,339 (130)	21
	そ の 他	7,738 (142)	47	9,989 (129)	48
そ の 他		3,663 (106)	(18)	4,084 (111)	(16)
収 支 差 額		4,457 (108)		4,768 (107)	

(注) 金額欄下段 () 内の数字は前年度を 100 とした場合の指数を示す。

の収支状況表

(単位：百万円)

45		46		47	
金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
36,666 (123)	(100)%	40,682 (111)	(100)%	50,336 (124)	(100)%
35,305 (123)	(96) 100	39,106 (111)	(96) 100	48,325 (124)	(96) 100
6,990 (99)	20	6,843 (98)	18	7,323 (107)	15
10,174 (128)	29	11,940 (117)	31	15,183 (127)	31
9,289 (134)	26	11,854 (128)	30	17,003 (143)	35
7,290 (133)	21	6,559 (90)	17	6,486 (99)	13
1,562 (102)	4	1,910 (122)	4	2,330 (122)	6
1,361 (136)	(4)	1,576 (116)	(4)	2,011 (128)	(4)
31,412 (126)	(100)	35,068 (112)	(100)	42,912 (122)	(100)
26,495 (127)	(84) 100	29,847 (113)	(85) 100	35,063 (117)	(82) 100
7,966 (121)	30	9,483 (119)	32	11,740 (124)	33
5,171 (119)	20	5,587 (108)	19	6,258 (112)	18
13,358 (134)	50	14,777 (111)	49	17,065 (115)	49
4,917 (120)	(16)	5,221 (106)	(15)	7,849 (150)	(18)
5,254 (110)		5,614 (107)		7,424 (132)	

第 3—2—45表 国際電電の固定資産の内訳

(単位：百万円)

科 目	金 額	構 成 比
有形固定資産	37,282	100.0%
建物	5,762	15.5
機械設備	9,520	25.4
空中線設備	1,211	3.3
海底線設備	2,031	5.5
土地	7,693	20.6
建設仮勘定	8,742	23.5
その他	2,323	6.2
無形固定資産	6,941	100.0
海底線使用権	3,972	57.2
衛星使用権	2,333	33.6
施設利用権	636	9.2
投資	4,918	100.0
長期貸付金	3,993	81.2
その他	925	18.8

第 5 節 公衆電気通信事業の拡充と合理化

1 国内公衆電気通信事業

(1) 長期計画

戦後我が国経済は、めざましい成長を遂げたが、この間における電気通信の質的向上と量的拡大は、この成長を支えた大きな力であった。けれど、国民の電気通信に対する期待は極めて大きく、やむことのない電話需要の増加は、それを象徴するものであった。急テンポの電話増設も需要に追いつかず、電話の需給不均衡は慢性的症状を呈し、その克服は、常に電気通信政策の最大の課題となっていた。

このような背景のもとで電電公社は、公社発足直後の28年以来、累次にわたる電信電話拡充5か年計画を策定し、加入電話の増設等公衆電気通信設備の整備・拡充に努力してきた結果、47年6月末において一般加入電話数は、

2,000万に達するに至り、電話の積滞数は、45年度末の291万をピークとして以後減少することとなった。しかし、電話の需要は依然としておう勢であり、47年度末において、なお、200万を超える加入電話の積滞があり、積滞解消は依然重要な課題として残されている。一方、近年に至り、我が国経済の急速な成長過程で生じた種々のひずみが顕在化し、国民の間には成長第一主義に対する批判とともに、福祉社会実現のための新たな政策を望む声が強まった。政府はこの国民の要望にこたえ、昭和48年2月、「経済社会基本計画（48年度～52年度）」を策定したが、その中において、電気通信ネットワークの整備は、国土再編成に先導的役割を果たすものであるとの基本認識に立ち、52年度末までに電話の積滞解消を図り、また公害防除、医療、教育の充実等、電気通信の多角的活用を期するものとし、これに要する期間中投資額は6兆5,100億円（47年度価格）と予定した。これに先立ち、電電公社では「電信電話拡充第5次5カ年計画（48年度～52年度）」を策定したが、これは、電気通信に対する国民の広範な要請にこたえ、将来における我が国経済の成長発展並びにより豊かな国民生活の実現に積極的に寄与することとしており、「経済社会基本計画」とおおむね整合のとれたものとなっている。

この計画の中核は、

- ① 住宅用電話を中心として電話の一層の普及を図り、52年度末には電話の積滞を全国的規模において解消し、自動化を完了するよう計画する等電話の一層の普及とサービスの向上、多様化を図り、経済の効率化と国民福祉の充実に資すること。
- ② データ通信、画像通信の拡充、開発を推進して、公共的要請及び国民の要望にこたえとともに、ますます高度化し、多様化する電気通信需要に対処するため、総合電気通信網の形成を促進して、情報化社会の発展に寄与すること。
- ③ 研究実用化の推進、経営の改善、基礎設備の整備・充実等、事業の発展基盤を強化すること。
- ④ 地域振興、都市政策、流通機構の整備等の見地から長距離通話料金低

廉化の要請もあり、電話料金の合理化について検討すること。

等である。

なお、主要工程は次のとおりであり、期間中の総投資額は7兆円を予定している。

(注) 経済社会基本計画における投資額6兆5,100億円は47年度価格であり、公社計画の7兆円(時価換算)とほぼ見合うものである。

第5次5か年計画主要工程

① 加入電話

(ア) 一般加入電話	1,530万加入
事務用	275万加入
住宅用	1,255万加入
(イ) ビル電話	56万加入
(ウ) 地域集団電話	11万加入

② 公衆電話 21万個

③ 市外電話回線 68万回線

④ テレックス 3万加入

⑤ データ通信 2万4,000端末

⑥ テレビ電話 3,000端末

(参 考) 52年度末施設整備水準

一般加入電話	3,635万加入
事務用	1,250万加入
住宅用	2,385万加入
加入電話普及率	100人当たり34加入
ダイヤル化率	99.9%

(2) 48年度事業計画

48年度は、第5次5か年計画の初年度として、建設投資額1兆1,940億円(対47年度当初予算比18.8%増)をもって、次のような工程を実施すること

としている。

一般加入電話増設	310万加入
ビル電話増設	8万5,000加入
地域集団電話増設	6万加入
公衆電話増設	8万9,300個
市外回線増設	13万2,000回線
同軸ケーブル増設	66区間
マイクロウェーブ増設	119区間
新電話局建設	1,042局（うち、自動改式に伴うもの695局）
市外電話局建設 （データ通信）	11局
販売在庫管理システム	5システム
科学技術計算システム	3システム
預金・為替システム等	21システム
特定通信回線	4,500回線
公衆通信回線	4,750端末回線

この結果48年度末における電話加入数は、2,414万加入、積滞は204万件、自動化率は98.4%になるものと想定される。

2 国際公衆電気通信事業

(1) 設備拡充

国際交流の活発化を背景にして国際通信の需要は飛躍的に増大しているが、国際公衆電気通信事業は、この増大する国際通信需要に対処するため、新技術の開発による高性能の各種設備を逐次新增設するとともに、組織、要員についても、拡充強化を行い、質量ともにサービスの向上を図ってきている。

最近の新規設備の状況をみると、46年5月実施の国際電報の中継事務の電子計算機による各種自動処理設備、48年3月実施の国際通話の発信のダイヤ

ル自動化設備等がある。また、東京大手町の関門局における交換設備（交換台、交換機等）の増設をはじめ、加入電信加入者の増加に伴う端末機器等の増設が行われている。

そのほか、通信設備の新增設による局舎建物の狭あいを解決するため、国際通信センターを新宿副都心に建設中（49年6月末建物完成予定）であり、また、47年度の沖縄復帰により沖縄の国際公衆電気通信業務を国際電電が取り扱うこととなったため、那覇に国際電報電話局を新たに建設中である。

今後の大規模な計画としては、新太平洋ケーブル、日中海底ケーブルの計画が進められつつあり、これらと接続する東南アジアケーブルの構想もでてきている。

（2）48年度事業計画

48年度は、国際通信の需要の量的拡大と多様化に対処し、世界の技術革新の進歩に即応した商品のサービスを提供するための回線新增設の実施等の諸施策の遂行を計画している。主なものは次のとおりである。

① 既存業務の需要増に応じた対外通信回線の新增設

電 報	5回線
加 入 電 信	124回線
電 話	162回線
専 用 電 信	51回線
テレビ伝送	3回線
そ の 他	23回線

② 国際電話発信自動化の取扱対地の拡充

香港、オーストラリア、カナダ及び英国、フランス等欧州主要国（47年度実施：米本土、ハワイ、西独、スイス）

③ 国際航空データ業務の開始

④ 国際通信センターの建設推進（49年6月完成予定）

なお、これらの計画実施のため総額233億円（47年度実績159億円）の投資を予定している。